

柏原市庁舎建設基本構想・基本計画策定及び要求水準書作成支援業務
プロポーザル実施要領

本実施要領は、柏原市庁舎建設基本構想・基本計画策定及び要求水準書作成支援業務の委託業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

1 業務概要

- (1) 業務名 柏原市庁舎建設基本構想・基本計画策定及び要求水準書作成支援業務
- (2) 業務内容 別紙業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から平成30年5月31日まで（平成29年度と平成30年度の2箇年事業。ただし、基本構想（案）の作成は、平成30年1月31日までとする。）
- (4) 委託料上限額 19,000,000円（消費税及び地方相当額を含む。）
ただし、年度ごとの委託料の支払い上限額は次のとおりとする。
平成29年度13,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
平成30年度6,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 担当部署

柏原市 政策推進部 企画調整課
〒582-8555 大阪府柏原市安堂町1-55
電話072-971-1000 FAX072-971-5089
メールアドレス kikaku@city.kashiwara.osaka.jp

3 選択方式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる全てを満たしているものとする。

- (1) 柏原市（以下「発注者」という。）の平成29・30年度入札参加有資格者名簿（測量・建設コンサルタント等業務）に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第

225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。

(4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行っていない者であること。

(5) 参加申込書提出から選定結果の通知の日までの間、柏原市入札参加有資格業者停止要綱による指名停止処分又はこれに準じる措置を受けていないこと。

(6) 柏原市暴力団排除条例(平成25年条例第27号)第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者に該当する者でないこと。

(7) 柏原市暴力団排除条例(平成25年条例第27号)第9条に基づく入札等排除措置を受けていないこと。

(8) 大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県に本社又は支店等を有するものであること。

(9) 過去5年間(平成24年度～平成28年度)において、国又は地方公共団体等(独立行政法人等を含む。)の庁舎整備に係る基本構想・基本計画策定に関する業務(業務名に関係なく、本業務の仕様書に示す業務内容を含むと認められるもの。)、又は、国又は地方公共団体等(独立行政法人等を含む。)の公共施設(執務室を含むもの)整備に係る基本構想・基本計画策定に関する業務の受注実績を有していること。

※国又は地方公共団体等(独立行政法人等を含む。)の公共施設(執務室を含むもの)には、学校、病院、駐車場棟、清掃施設、浄水施設、下水処理施設は含まないものとする。

※受注実績については、平成28年度以前に受注して平成29年10月現在で業務を完了しているもの、若しくは継続中のものを受注実績とすることができる。なお、平成28年度以前に受注して平成29年10月現在で契約解除となっているものは受注実績にできない。

(10) 過去5年間(平成24年度～平成28年度)において(9)の業務実績を有する管理技術者を配置できること。

※管理技術者は、技術士(都市及び地方計画)又は一級建築士の資格を有し、かつ、参加表明書の提出期限日において3箇月以上の恒常的な雇用関係があること。

5 参加申込

本プロポーザルに参加しようとする者は、次により参加申込書等を提出すること。

なお、期限までに参加申込書を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

※本プロポーザルの公募に関する資料や様式等は、本市ホームページからダウンロードが可能。

(1) 提出書類

ア 参加申込書(様式1)

イ 会社概要(様式2)

※提案者の企業内容について記載すること。

※技術者の在籍数を記載すること。

※認証取得等の事項については、証明書を添付すること。

※会社パンフレット等を添付のこと

ウ 参加資格確認書（様式3）

※前記4の（9）に記載する実績を記載し、その契約書の写し（業務名称、発注者名、契約金額、契約期間の記載部分）と、その業務完了を証する写しを添付すること。

エ 配置予定技術者調書（様式4）

※前記4の（9）に記載する実績を記載し、その契約書の写し（業務名称、発注者名、契約金額、契約期間の記載部分）と、その業務完了を証する写し、また、前記4の（10）に記載する資格を証する書類を添付すること。

オ 実施体制表（様式5）

※業務の実施体制、分担業務の内容について記入すること。

※管理技術者は、照査技術者、主任技術者、担当技術者等を兼任していないこと。

※管理技術者とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書の規定に基づき、受注者が定める者をいう。

※照査技術者とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書の規定に基づき、受注者が定める者をいう。

※主任技術者とは、主に受注者に対する指示、承諾又は協議（管理技術者が必要となる重要なものを除く）の処理、業務の進捗状況の確認、仕様書や提案書の記載内容と履行内容との照合、関連業務との調整（管理技術者が必要となる重要なものを除く）の処理を行う者をいう。

※担当技術者等とは、主に一般業務を担当し、一般業務の取りまとめを行う者をいう。

※照査技術者及び主任技術者は、前記4の（9）の実績及び前記4の（10）の保有資格を有していること。

※庁舎を含む行政系施設の個別施設計画を策定するため、管理技術者が一級建築士である場合、主任技術者は技術士（都市及び地方計画）を配置すること。

※主たる業務は再委託しないこと。業務の一部を再委託する場合には、再委託先の建設コンサルタントや設計事務所等が国又は地方公共団体から指名停止又は指名除外の措置を受けている、又は受けることが明らかである者でないこと。

(2) 提出期間

平成29年11月2日（木）から11月10日（金）まで

(3) 提出方法及び提出期限

持参のみとする。

※受付時間は、月曜日から金曜日までの9時から17時15分までとする。

※平成29年11月3日（金）は文化の日のため、受付はしない。

(4) 提出先

前記2の担当部署

(5) 提出部数

- ア 正本1部（代表者印押印のもの）
- イ 副本1部（正本の写し）

(6) 参加資格審査

平成29年11月13日（月）に本実施要領に基づいて資格審査を行い、平成29年11月14日（火）に審査結果を参加申込書に記載された電子メールアドレスへ「公募型プロポーザル参加資格審査結果通知書」を通知する。

6 実施スケジュール

	項目	期日等
1	公告（公募開始）	平成29年11月2日（木）
2	参加申込の受付締切	平成29年11月10日（金）
3	参加資格の審査	平成29年11月13日（月）
4	参加資格審査の結果通知	平成29年11月14日（火）
5	質問受付開始	平成29年11月2日（木）
6	質問受付終了	平成29年11月15日（水）
7	質問回答（最終更新）	平成29年11月17日（金）
8	提案書受付開始	平成29年11月15日（水）
9	提案書受付終了	平成29年11月22日（水）
10	一次審査（書類審査）	平成29年11月24日（金）
11	一次審査結果通知	平成29年11月27日（月）
12	二次審査（プレゼンテーション審査）	平成29年12月1日（木）
13	結果通知	平成29年12月5日（火）
14	契約締結	

7 質問及び回答

(1) 質問内容

本プロポーザルに関する質問は、参加申込、企画提案（業務実施に係る質問を含む。）に関する事項に限るものとし、評価及び審査、また、提案内容に関する質問は受け付けない。

(2) 質問受付終了

平成29年11月15日（水）17時15分

(3) 質問方法

質問書（様式6）を使用して、電子メールで質問すること。

※電子メール以外の質問は受け付けない。

※電子メールの標題は、以下のとおりとすること。

参加申込に関する質問：（業務名）参加申込に関する質問

企画提案に関する質問：（業務名）企画提案に関する質問

※電子メールには、会社名、担当者氏名及び連絡先を明記すること。

(4) 質問先

前記2の担当部署に提出

※送信後、必ず電話による着信確認を行うこと。

(5) 回答方法

回答は本市ウェブサイトにも順次公開し、平成29年11月17日(金)17時15分を最終の更新とする。

※提案者毎への回答は行わない。

※会社名、担当者氏名及び連絡先等は公開しない。

※回答は、本実施要領及び業務仕様書の追加事項又は修正事項とみなす。

8 企画提案

本プロポーザルの参加資格が認められ、提案を行おうとする者(以下「提案者」という。)は、次により企画提案の書類を提出すること。

(1) 企画提案

ア 企画提案表紙(様式7)

※代表者印の押印を忘れないこと。

イ 提案書(任意様式)

(ア)仕様書の目的、業務内容を踏まえ、次のA~Fの事項について具体的な手法や業務の進め方等を記載すること。

A 実施方針

B 実施体制

C 業務工程表

D 基本構想の策定

E 基本計画の策定

F 要求水準書の作成

G 個別施設計画の策定

(イ)提案書はA4縦サイズ(モノクロ、カラーは指定しない。)、横書きとする。

(ウ)業務工程表はA4又はA3サイズとする。

ウ 見積書(様式8)

※見積書は消費税及び地方消費税を含む価格とすること。

※積算根拠となる内訳書、単価表等を添付すること。

(2) 提出期間

平成29年11月15日(水)から11月22日(水)まで

(3) 提出方法

持参のみとする。

※受付時間は、月曜日から金曜日までの9時から17時15分までとする。

※時間厳守すること。

(4) 提出先

前記2の担当部署

(5) 提出部数

提出書類のア～ウの順序で製本し、インデックスを付け、簡易な A4 ファイルで提出すること。なお、提出部数は次のとおりとする。

ア 正本1部（代表者印押印のもの）

イ 副本10部（正本の写し）

ウ CD-R1枚（正本をPDF形式で保存したもの）

9 辞退届の提出

本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次の方法で提出すること。

なお、この場合、その他の事業において不利益を被ることはないものとする。

(1) 提出書類

辞退届（様式9）

(2) 提出期限

参加資格申込後から提案提出前までの辞退

平成29年11月13日（月）17時15分

提案書提出後から一次審査（書類審査）前までの辞退

平成29年11月21日（火）17時15分

(3) 提出方法

持参のみとする。

※受付時間は、月曜日から金曜日までの9時から17時15分までとする。

(4) 提出先

前記2の担当部署

(5) 提出部数

正本1部

10 提案書の審査及び審査結果の通知

(1) 審査

柏原市庁舎建設基本構想・基本計画策定及び要求水準書作成支援業務プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)において審査を行う。委員会において提案書とプレゼンテーションの内容を審査した結果、最高点を得た者を契約の相手方の候補者として決定する。

ただし、審査(一次審査と二次審査)の評価点の合計が、満点の6割に満たない場合は、契約の相手方の候補者として認めないものとする。

※最高点の者が2者以上となった場合は、見積金額によらず、採点区分の企画提案、プレゼンテーションの項目の評価点を踏まえ、選定委員による多数決で決定するものとする。

(2) 1者提案

提案者が1者のみの場合であっても、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

ただし、前項(1)のとおり、審査の評価点の満点の6割に満たない場合は、契約の相手方の候補者として認めないものとする。

(3) 一次審査

提案者が6者以上の場合は、平成29年11月24日(金)に一次審査を行い、高い順に上位5者までをプレゼンテーション二次審査の対象とする。

※提案者が6者未満の場合は、一次審査を行うが提案者全てプレゼンテーション(二次審査)の対象とする。

ア 審査基準

別紙1「柏原市庁舎建設基本構想・基本計画策定及び要求水準書作成支援業務一次審査基準」のとおりとする。

イ 結果通知

平成29年11月27日(月)に一次審査を実施した提案者に対し、参加表明書に記載された電子メールアドレスに結果を通知する。併せて普通郵便で書面による通知を行う。

ウ 結果に関する問合せ

一次審査を通過しなかった提案者は、審査結果について、平成29年11月28日(火)17時15分までに書面(様式自由)にて説明を求めることができる。

(4) 二次審査

提案者(提案が6者以上あった場合は、一次審査を通過した5者)に対し、提案のプレゼンテーションを実施し、提案書とプレゼンテーションの内容を合わせて審査を行う。

ア 実施日時等

実施日時は平成29年12月1日(金)とする。

※実施時間等の詳細については、(3)イの通知と併せて通知する。

イ プレゼンテーション方法

一提案者のプレゼンテーションの持ち時間は、提案15分、質疑応答15分、計30分とする。提出した提案書の内容をもとに簡潔に説明すること。

また、提出した提案書の範囲内で様式の異なる資料を配付することは認めるが、新たな資料の配付は認めない。

※説明は配置予定従事者調書に記載された管理技術者が行うこと。

ウ 審査基準

別紙2「柏原市庁舎建設基本構想・基本計画策定及び要求水準書作成支援業務二次審査基準」のとおりとする。

エ 結果通知

平成29年12月5日（火）に二次審査を実施した全提案者に対し、参加表明書に記載された電子メールアドレスに結果を通知する。併せて、普通郵便で書面による通知を行う。

オ 結果に関する問合せ

二次審査において選定されなかった提案者は、審査結果について、平成29年12月6日（水）17時15分までに書面（様式自由）にて説明を求めることができる。

カ その他

プロジェクターの使用を可とし、プロジェクターとスクリーンは本市が用意する。

1.1 その他の留意事項

- (1) 提案者からの提案は1案とする。
- (2) 提出期限後の書類の差替え及び再提出は認めない。
- (3) 本プロポーザルに要する経費は、全て参加表明者又は提案者の負担とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。ただし、提出書類はこのプロポーザル以外の目的には使用しない。
- (5) 次のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルの参加を無効とする。
 - ア 前記4の参加資格要件を満たさなくなった場合
 - イ 本市財務規則を含む関係法令等に違反した場合
 - ウ 提出書類が提出期限までに提出されなかった場合
 - エ 必要な提出書類が揃っていない場合
 - オ 必要事項の未記入及び押印漏れがある場合
 - カ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - キ 見積額（消費税及び地方消費税を含む。）が委託料上限額を超える場合
 - ク 見積書と内訳書が一致しないなど、提出書類の記載事項に重大な不足や不備がある場合
 - ケ その他、本実施要領の記載事項を遵守しない場合
- (6) 本プロポーザルは、本業務の契約の相手方となる候補者を選定するものである。
- (7) 本プロポーザルの仕様書は、企画、提案能力のある事業者を選定するため、詳細な仕様は、本業務の契約締結後に本市と事業者が協議を行った上で定めるものとする。
- (8) 審査に対する異議申立てはできないものとする。
- (9) 本業務の受託者に対しては、本業務を受託したことを理由に、今後予定する庁舎整備の設計及び管理に係る入札、コンペ又はプロポーザルへの参加について、優先的な立場としない。また、参加についての制限もしない。